

計画作成年度	令和6年度
計画主体	北上市

## 第五次北上市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 農林部農業振興課  
所在地 北上市芳町1番1号  
電話番号 0197-72-8238  
FAX番号 0197-64-2171  
メールアドレス noushin@city.kitakami.iwate.jp

## 1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カルガモ、アオサギ、カワウ、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	北上市

## 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額	被害面積
カラス	環境被害、農業施設被害	2,214,533円	260a
カルガモ	農作物被害	0円	—
アオサギ	農作物被害	—	—
カワウ	水産被害	430,500円	—
タヌキ、 ハクビシン	環境被害、農作物被害	2,089,496円	224a
ニホンジカ カモシカ	農作物被害	10,131,988円	5,338a
イノシシ	環境被害、農作物被害	1,967,042円	2,650a
ツキノワグマ	農作物被害（飼料作物等）	8,043,134円	405a

### (2) 被害の傾向

<p>○ カラス 農作物への食害や、農業用ハウスビニールに穴をあけられる被害が発生している他、市街地における環境被害として、集団による朝夕の騒音被害や住宅等への糞被害が発生している。</p> <p>○ カルガモ 令和2年度に大規模なせりの食害が発生したが、以降は大きな被害は報告されていない。</p> <p>○ アオサギ 市内全域で水稻の踏み倒しが発生している。被害の実態把握が難しい。</p> <p>○ カワウ 大規模なコロニーが移動したため飛来数が減少したが、和賀川において、和賀川淡水漁業協同組合が放流した淡水魚をカワウが食害し、被害が発生している。</p>
--

○ タヌキ、ハクビシン

農作物の被害だけでなく、住居の屋根裏等への侵入による糞尿や騒音などの環境被害も発生している。市内全域に生息しているとみられ、積極的に捕獲駆除しなければ被害は増加すると見込まれる。

○ ニホンジカ、カモシカ

主に東部地域に出没し、水稻の踏み倒しや食害など農作物の被害が発生している。

○ イノシシ

主に東部及び西部地域に出没し、水稻等の踏み倒しや畦畔の掘り起し被害が発生している。

○ ツキノワグマ

市内全域に出没し、園芸・飼料作物の食害が発生している。また、市内における人身被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値・令和5年度	目標値・令和8年度
カラス	2,214,533円 260a	1,107,000円 130a
カルガモ	0円、0a	0円、0a
アオサギ	0円、0a	0円、0a
カワウ	430,500円	215,000円
タヌキ、 ハクビシン	2,089,496円 224a	1,044,000円 110a
ニホンジカ、 カモシカ	10,131,988円 5,338a	5,065,000円 2,660a
イノシシ	1,967,042円 2,650a	983,000円 1,320a
ツキノワグマ	8,043,134円 405a	4,020,000円 200a

※ 農作物及び水産物（淡水魚）への被害額及び被害面積のみ記載する。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>ツキノワグマ以外の鳥獣に関して、被害発生の都度、被害者に対し、追払いや電気柵の設置等の被害防止対策を指導し、継続した被害発生が予想される場合は、現状の被害発生状況に応じて、北上市鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）が有害鳥獣捕獲を実施した。被害を誘発する原因が判明した場合には、その都度土地所有者等に改善を指導した。</p> <p>タヌキ、ハクビシンに関しては、北上市鳥獣被害対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）が箱わな等を貸出すことで被害者自身による有害鳥獣捕獲を推進した。</p> <p>ツキノワグマに関しては、協議会による車両広報活動、注意看板設置、忌避資材実証実験、住民等による追払い、センサーカメラ設置等の対策を講じた。これらの対策を講じても継続的に出没する場合や人身被害の恐れがある場合などに限り、岩手県に申請のうえ、実施隊が銃器及び箱わなによる有害鳥獣捕獲を実施した。</p> <p>その他、クマ、カラスについては、被害防止のための講座を地区からの要望があった都度開催することで、住民の対策意識の醸成を図った。</p>	<p>継続的に北上市鳥獣被害対策実施隊が有害鳥獣捕獲を実施しているが、環境被害や農作物被害等の大幅な軽減には至っていない。</p> <p>ツキノワグマに関しては、市街地への出没も多発しており、人身被害の危険性もあるため、ケース毎の多様な対応が求められる。</p> <p>イノシシやニホンジカに関しては、市内における農産物被害が大規模化している。生息箇所や行動様態を分析したうえでの効率的な捕獲活動の強化が求められる。また、県による個体数調査と、それに基づいた捕獲管理などの個体数管理が引き続き必要である。</p> <p>有害鳥獣捕獲は短期的な被害防止として有効であるが、長期的に被害を防止するためには、研修会や環境学習の機会を利用し、住民に対し対策意識の啓発を行っていくことが重要である。</p>
<p>防護柵の設置</p>	<p>協議会から個人で電気柵を整備する農家等に対し補助金を交付した。</p>	<p>電気柵は侵入防止に効果的であるが、未設置の圃場で新たな被害が発</p>

<p>等に関する取組</p>	<p>実績は次のとおり。</p> <p>補助実績</p> <p>R 3 計 6 件 (213,503円)</p> <p>R 4 計 3 件 (210,000円)</p> <p>R 5 計 13 件 (633,311円)</p> <p>※令和 6 年 1 月 1 日時点</p>	<p>生ずる場合があり、鳥獣被害防止総合支援事業を活用した電気柵の設置・管理は、個人ではなく地域ぐるみで行うことで補助金申請が可能であるので、積極的に周知していく必要がある。また、広報等により電気柵の安全な使用及び事故防止を周知する必要がある。</p>
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>カワウに関して、和賀川淡水漁業協同組合による和賀川周辺の刈払い作業により飛来を抑制した。</p>	<p>管理が行き届かずに繁茂している林や河川の周辺は野生鳥獣の好む通り道となり、また放任果樹は誘因の原因となる。管理主体や地域住民との連携により、鳥獣の行動を制限し、集落へ寄せ付けないための環境管理が必要である。</p> <p>また、適切な被害防止を行うために鳥獣の習性や防除対策について正しい知識の普及啓発を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣の生息状況や被害発生状況を広く市民に周知し、情報収集を図るとともに被害防止対策に努める。被害対策においては鳥獣の生態や習性を理解したうえで、各地域の地形や被害状況などを分析する必要があるため、被害対策の専門家を招いての研修や指導の機会を積極的に設け、地域住民自らの被害対策について啓発していく。また、情報通信技術機器を積極的に活用し、より効果的な対策を講じるほか、協議会構成員間で情報共有体制を強化し、農作物被害の実態把握に努める。</p> <p>カラス、カルガモ、カワウ、ニホンジカ及びイノシシに関しては、被害発生状況に応じて計画期間における捕獲計画数を定め有害捕獲を実施する。</p> <p>カワウに関しては生息状況調査や捕獲方法の研修等を実施（参加）し、効果的な被害防止対策を検討する。また、住処を変えながら広範囲に渡り活動する性質があるため、他地域の内水面漁業協同組合等と密接に連携した防除活動を行う。</p> <p>アオサギに関しては、岩手県に申請のうえ、計画期間における捕獲計画数を定め有害捕獲を実施する。</p>
--

タヌキ、ハクビシンに関しては、箱わな等の貸し出しを行い被害者自身による有害鳥獣捕獲の実施を推進する。

ツキノワグマに関しては、警察と協力し、出没時に必要に応じて広報車両による広報活動及びパトロールを実施する。また、住民等とともに追い払い、防護柵設置等の防止対策を講じ、以後も効果がない場合又は人身被害の恐れがある場合などに限り、県と協議のうえ実施隊による有害鳥獣捕獲を実施する。被害防止のためには出没情報をいち早く知ることが重要になるため、モバイルメールを活用した即時の周知を行うとともに、モバイルメールの登録を推進する。

### 3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス、カルガモ、アオサギ、カワウ、タヌキ、ハクビシン、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマに対し、市長により任命された北上市鳥獣被害対策実施隊により、法令に基づいた有害鳥獣捕獲を実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 ～ R 8	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>和賀川淡水漁業協同組合を通じて、生息状況や被害状況などの情報を収集し、被害防止方法及び効果的な捕獲方法を検討する。</li> <li>協議会が国や県の補助金を活用し、効率的な捕獲に向けた取り組みを実施する。</li> </ul>
	タヌキ、 ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向けに捕獲方法や被害対策について直接指導し、箱わな等の貸し出しを行う。</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>県の第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と、市内におけるこれまでの有害鳥獣捕獲実績や被害発生状況を踏まえ、次のとおり計画期間における捕獲計画数を定めて適正な捕獲を実施する。なお、捕獲計画数は今後の捕獲実績や被害発生状況を考慮しながら、必要に応じて変更を行う。</p> <p>カラス、カルガモ、カワウ、ニホンジカ及びイノシシに関しては、実施隊が有害鳥獣捕獲を実施する。特にニホンジカ及びイノシシの被害防止のため、わなによる捕獲を強化する。</p> <p>アオサギに関しては、被害状況に応じて県に申請のうえ、実施隊が有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>タヌキ、ハクビシンに関しては、市民等から申請があれば、県の第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき捕獲を許可する（捕獲計画数は上限を設けない）。</p> <p>ツキノワグマに関しては、追払いや侵入防止対策指導等と並行し、岩手県の捕獲許可基準に則った捕獲を実施する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
カルガモ	150羽	150羽	150羽
アオサギ	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う
カワウ	150羽	150羽	150羽
タヌキ ハクビシン	上限は設けない	上限は設けない	上限は設けない
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭
ツキノワグマ	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う	被害状況に応じて捕獲を行う

※ 捕獲活動にあたっては岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人当たりの捕獲等の数の制限を遵守する。（例：カラス 200羽以内、カルガモ 50羽以内）

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>追払い等の被害防止対策を原則とし、有害鳥獣捕獲は農業被害拡大防止及び人身被害防止を目的として実施する。</p> <p>なお、タヌキ及びハクビシンは、被害者自身の捕獲により、安全面の配慮及び錯誤捕獲に注意することを条件に有害鳥獣捕獲を推進していく。</p>
--

<p>銃器による捕獲等を実施する必要性及び銃器使用にあたっての注意事項</p> <p>市内では、わな及び散弾銃を使用した有害捕獲を実施しており、鳥類の捕獲やわなにかかった大型獣のとどめ刺しにおいて散弾銃を使用している。一方、ライフル銃は、従事者が接近できない場所に出没した大型獣（ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ）を捕獲する場合に使用する必要がある。特に、大型獣の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。</p> <p>以上の理由により、銃器は捕獲活動において必要な機材であるが、安易な取扱によって重大な事故を招く恐れがあることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持取締法等の法令を遵守し、従事者及び住民の安全に配慮をしたうえでの使用を前提とする。</p>
---

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
北上市	なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タヌキ ハクビシン ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	購入費の一部補助 (協議会)	購入費の一部補助 (協議会)	購入費の一部補助 (協議会)
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	被害の報告及び設置要望のある地域への電気柵の整備 (県補助金)	被害の報告及び設置要望のある地域への電気柵の整備 (県補助金)	被害の報告及び設置要望のある地域への電気柵の整備 (県補助金)

※ 岩手県の補助金を活用して、被害状況に応じて適宜設置を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
タヌキ ハクビシン ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	補助事業により侵入防止柵を整備した事業者に対し文書等で適切な維持管理を啓発するほか、現地にて管理状況を確認する。	補助事業により侵入防止柵を整備した事業者に対し文書等で適切な維持管理を啓発するほか、現地にて管理状況を確認する。	補助事業により侵入防止柵を整備した事業者に対し文書等で適切な維持管理を啓発するほか、現地にて管理状況を確認する。

5 生息環境管理その他被害防止に関する取組

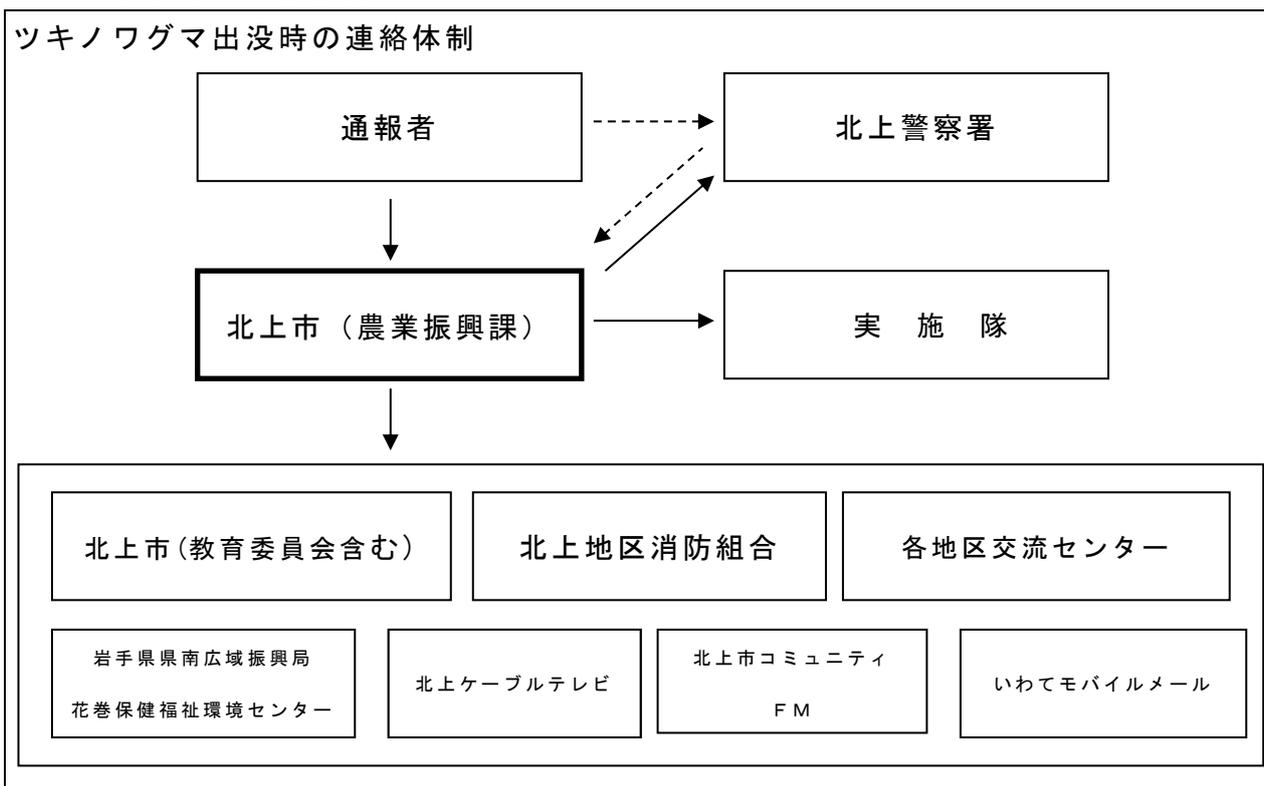
年度	対象鳥獣	取組内容
R 6 ～ R 8	カラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払い用機材及び被害防除用機材を活用して被害防止に努める。</li> <li>・ 担当者を講師として地域に派遣し、地域ぐるみの被害防止対策の意識啓発を行っていく。</li> </ul>
	カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払い用機材及び被害防除用機材を活用して被害防止に努める。</li> </ul>
	カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払い用機材及び被害防除用機材を活用して被害防止に努める。</li> <li>・ 生息状況や被害状況などの情報収集及び被害防止方法並びに効果的な捕獲方法を検討する。</li> </ul>
	タヌキ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払い用機材を活用して被害防止に努める。</li> <li>・ 担当者を講師として地域に派遣し、地域ぐるみの被害防止対策の意識啓発を行っていく。</li> </ul>
	ニホンジカ カモシカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払い用機材を活用して被害防止に努める。</li> <li>・ 電気柵による被害対策は有効であることから、協議会の補助金制度を周知し、普及を図る。</li> <li>・ 県補助金等を活用し、被害発生集落における刈払い等の生息環境管理を実施する。</li> </ul>
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追い払い用機材を活用して被害防止に努める。</li> <li>・ 担当者を講師として地域に派遣し、地域ぐるみの被害防止対策の意識啓発を行っていく。</li> <li>・ 電気柵による被害対策は有効であることから、協議会の補助金制度を周知し、普及を図る。</li> <li>・ 人身事故発生を防止するため、出没が多くなる時期に市ホームページ、広報等で注意喚起を行う。</li> <li>・ 県補助金等を活用し、被害発生集落における刈払い等の生息環境管理を実施する。</li> </ul>

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
北上市（農業振興課）	・ 情報収集、連絡調整、有害鳥獣捕獲等の許可、 いわてモバイルメールを活用した注意喚起
北上市（教育委員会含む）	・ 所管する施設及び関係機関への周知 ・ 危機事案の度合いに応じ、危機警戒本部または 危機対策本部の設置による被害の防止
北上警察署	・ 情報収集、警察車両による注意喚起
岩手県県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	・ 有害鳥獣捕獲等の許可 ・ 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言
北上市猟友会	・ 実施隊への加入、警戒・有害鳥獣捕獲活動の実施
北上市鳥獣被害対策実施隊	・ 市で行う警戒・有害鳥獣捕獲活動の実施
北上地区消防組合	・ 負傷者や警察からの要請があった場合に出動
各地区交流センター	・ 情報収集、地区民への注意喚起
北上ケーブルテレビ株式会社	・ 放送テロップによる注意喚起 ・ 北上市コミュニティFMの放送による注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則、捕獲個体は持ち帰って焼却処理を行うこととし、岩手県の第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいて適切な処理を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

特になし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	北上市鳥獣被害対策連絡協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
北上市	・ 協議会事務局、広報車による注意喚起
北上市農業委員会	・ 農作物被害状況の把握、情報収集
花巻農業協同組合	・ 農作物被害状況の把握、情報収集
岩手県農業共済組合	・ 農作物被害状況の把握、情報収集
北上市森林組合	・ 有害鳥獣生息状況の把握、情報収集
北上市猟友会	・ 有害鳥獣捕獲活動の実施及び意見提言
和賀川淡水漁業協同組合	・ 有害鳥獣生息状況及び水産物被害状況の把握、情報収集

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県鳥獣保護巡視員	・ 有害鳥獣被害防止活動の監視 ・ 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言
岩手県農林水産部 中部農業改良普及センター	・ 農作物被害情報及び有害鳥獣被害防止関連情報の提供
岩手県県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター	・ 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業担当
岩手県県南広域振興局 花巻保健福祉環境センター	・ 有害鳥獣捕獲等の許可 ・ 有害鳥獣被害防止に関する指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>実施隊員は、鳥獣被害の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者として、北上市猟友会会長から推薦を受け、市長が適任と判断した者を任命する。本実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる者は、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置付ける。</p> <p>また、県等が企画する新規狩猟者の育成に係る事業に協力（参加）し、実施隊隊員の後継者の育成及び確保に努める。</p>
--

(4) その他被害防止施策実施体制に関する事項

新たな狩猟免許所持者の確保に向けて周知を行い、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新たな対象鳥獣の出現や出没状況の変化によって計画が現況に適さないと判断される時は、関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。